

# コロナ禍に伴う法務トラブル回避のポイント

～賃金、休業手当、契約不履行等、経営における法律問題への対応～

主催：大阪商工会議所・大阪弁護士会

「新型コロナウイルスの影響で納期に間に合わなかった場合、契約違反に基づく損害賠償責任(債務不履行責任)を負うのでしょうか」「賃料の猶予や減額の申し入れにどう対応すべきですか」「自宅待機を命じる場合、賃金を支払わなければなりませんか」「テレワーク導入時でも労働時間管理が必要ですか」——。新型コロナウイルスの感染対策において長期戦が予想されるなか、企業は取引先との契約問題や従業員の勤務体制の整備など異例の対応を迫られ、予測困難な状況への迅速な判断が求められています。そのため、[コロナ禍で中小企業にとって重要な取引・労務に関する法務実務について、新型コロナウイルス感染症対応の融資・貸付制度の紹介も交え、わかりやすく解説します。](#)

日時 集合型開催 令和2年 8月24日(月)午後2時～午後4時 【定員40名】  
会場 大阪商工会議所 402号会議室 (大阪市中央区本町橋 2-8)

Web開催(YouTube) 令和2年 9月1日(火)午前10時～9月2日(水)午後4時【定員200名】  
※Web開催では集合型開催(8月24日)の講義を録画し、配信します

参加費  
講師  
対象  
プログラム

無料

大阪弁護士会所属 弁護士・大阪商工会議所専門相談員 浜口 廣久 氏  
主な対象は大阪府内の中小企業・小規模事業者等

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>I. 新型コロナウイルス感染症対応に伴う法律問題の概要</b></p> <p><b>II. 借入金等に関する対応</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナウイルス感染症対応の融資・貸付制度の概要</li> <li>2. 借入金の支払猶予             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 金融機関に対する支払猶予の要請</li> <li>(2) 新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール</li> </ol> </li> <li>3. 手形・小切手の銀行取引停止の猶予</li> </ol> <p><b>III. 事務所等の賃貸借契約に関する対応</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 賃料の支払猶予・減額</li> <li>2. 賃料の不払いとその影響</li> <li>3. 賃貸人としての対応             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 賃料の支払猶予・減額要請、賃料不払いに対する対応</li> <li>(2) 賃貸物件における新型コロナウイルス感染者発生時の対応</li> </ol> </li> </ol> | <p><b>IV. 従業員に対する対応</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 休業と賃金等の支払い<br/>賃金、休業手当、雇用調整助成金</li> <li>2. テレワーク・在宅勤務</li> <li>3. 安全配慮義務</li> <li>4. 健康状態の把握</li> <li>5. 出勤命令</li> <li>6. 解雇・雇止め</li> <li>7. 内定の取消し</li> <li>8. フリーランスの場合</li> </ol> <p><b>V. 取引・契約に関する対応</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取引の中止・中断</li> <li>2. 受領の拒否、代金減額、代金不払い</li> <li>3. 納品の遅延・不能</li> <li>4. イベントの中止・キャンセル</li> </ol> |
|---|---|

**申込方法** 8月17日(月)までに、ファックスでお申し込みください。お申込みは1社1名様までとさせていただきます。なお集合型開催・Web開催のいずれかのお申込みにてお願いします。集合型開催が定員に達した場合、Web開催をご案内させていただきます。事務局からご連絡いたしますので予めご了承ください。申し込み後、キャンセルされる場合は必ずご連絡ください。集合型開催参加の方は開催1週間前頃に受講票を、Web開催参加の方は配信3日前頃にオンラインでの聴講方法などのご案内を原則メールにてお送りさせていただきます。

**お願い**

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、政府・自治体よりイベントの自粛・中止命令または強い自粛要請がなされた場合、会合の内容を変更、または会合を延期・中止とする可能性がございます。その際には既にお申込みいただいた皆様にご連絡申し上げますとともに、大阪商工会議所ホームページにてお知らせいたします。
- ・本事業は大阪府の小規模事業経営支援事業費補助金の一部を受けて実施いたします。実施報告が必要なため、参加者には簡単な受講アンケートのご提出をお願いいたします。

**問合せ** 大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8 TEL. 06-6944-6451/FAX. 06-6944-6565

FAX. 06-6944-6565

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 行

フリガナ	フリガナ	会員番号	
氏名	会社名		
住所	(〒 - )		
電話	FAX	資本金	従業員数
Eメール アドレス	受講票を送りますので、大文字や小文字の区別やアンダーバー等、わかりやすくご記載ください。		
受講形態 いずれかにお	<input type="checkbox"/> 集合型開催 8/24 <input type="checkbox"/> Web開催(YouTube) 9/1～9/2    必ずEメールアドレスをご記入ください		

※ご記入頂いた情報は、大阪商工会議所(データ管理責任者)および共催者(大阪弁護士会)間で共同利用し、本事業の事務業務に利用するとともに、大阪商工会議所および共催者からの各種連絡・情報提供(eメールによる事業案内含む)に利用します。また大阪府(事業費補助金交付元)、講師へ参加者名簿として提供します。これらについては申込者ご本人に同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。